

議案第 73 号

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を
改正する条例について

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正す
る条例について、別紙の通り定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年橋本市条例第154号)の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(粗大ごみ指定シール)</p> <p>第22条 粗大ごみの収集を希望する者は、あらかじめ収集手数料として次項に規定する粗大ごみ指定シールを本市より購入し、そのシールを粗大ごみの見やすいところに貼付し、指定の日に指定の場所へ出しておくものとする。</p> <p>2 貼付する粗大ごみ指定シールは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 粗大ごみの最長辺が30センチメートルを超え1.0メートル未満のもの 黄色シール</p> <p>(2) 粗大ごみの最長辺が1.0メートル以上のもの 赤色シール</p> <p>(産業廃棄物の処理)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する指定袋は有料とし、第28条に規定する額とする。</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可)</p> <p>第24条 一般廃棄物処理業を行おうとする者は、法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定に基づき、市長の許可又は許可の更新を受けなければならない。ただし、一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれら暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(2) 未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。)が前号に該当するもの</p> <p>(3) 法人でその役員又は施行令第4条の7に規定する使用人のうちに第</p>	<p>(収集手数料)</p> <p>第22条 粗大ごみの収集を希望する者は、あらかじめ収集手数料として次項に掲げる額を表示した粗大ごみ指定シールを本市より購入し、そのシールを粗大ごみの見やすいところに貼付し、指定の日に指定の場所へ出しておくものとする。</p> <p>2 粗大ごみ指定シールは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 粗大ごみ 三辺が1.0メートル未満のもの 100円シール</p> <p>(2) 粗大ごみ 一辺が1.0メートル以上のもの 200円シール</p> <p>(産業廃棄物の処理)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する指定袋は有料とし、1袋400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可)</p> <p>第24条 一般廃棄物処理業を行おうとする者は、法第7条第1項及び第6項の規定に基づき、市長の許可を受けなければならない。</p>

1号に該当する者のあるもの
 (4) 個人で施行令第4条の7に規定する使用人のうちに第1号に該当する者のあるもの

2～4 略

(浄化槽清掃業の許可)

第25条 略

2 前条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料)

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の額は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とし、この額が1,000円未満の場合で1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。また、1,000円以上の場合で10円未満の端数を生じたときも同様とする。

2 略

2～4 略

(浄化槽清掃業の許可)

第25条 略

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料)

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定による一般廃棄物の処理手数料の額は、別表のとおりとする。

2 略

別表(第28条関係)

種別	区分	手数料
1 生活系一般廃棄物のうち、各種指定袋等により排出されるごみを収集、運搬及び処分するとき	可燃ごみ指定袋(大) 1枚につき	47円
	可燃ごみ指定袋(小) 1枚につき	28円
	ペットボトル指定袋(大) 1枚につき	14円
	ペットボトル指定袋(小) 1枚につき	10円
	埋立ごみ指定袋 1枚につき	14円
	その他プラ製容器包装指定袋 1枚につき	14円
	粗大ごみで最長辺が30センチメートルを超え1.0メートル未満のもの	93円
	粗大ごみで最長辺が1.0メートル以上のもの	186円

別表(第27条関係)

種別	区分	手数料
1 継続して収集を受ける家庭ごみ	可燃ごみ指定袋(大) 1枚につき	50円
	可燃ごみ指定袋(小) 1枚につき	30円
	ペットボトル指定袋(大) 1枚につき	15円
	ペットボトル指定袋(小) 1枚につき	10円
	埋立ごみ指定袋 1枚につき	15円
	その他プラ製容器包装指定袋 1枚につき	15円

2 一般家庭の引越し等により生ずる一般廃棄物を収集、運搬及び処分するとき	最大積載量が 0.5 トン以下の車両の場合	2,400 円	最大積載量が 0.5 トン以下の車両の場合	2,520 円
	最大積載量が 1.1 トンを超え 3.1 トン以下の車両の場合	4,800 円	最大積載量が 0.5 トンを超え 1.1 トン以下の車両の場合	5,040 円
3 事業活動から生ずる一般廃棄物を収集、運搬及び処分するとき	最大積載量が 1.1 トンを超え 3.1 トン以下の車両の場合	9,600 円	最大積載量が 1.1 トンを超え 3.1 トン以下の車両の場合	10,080 円
	最大積載量が 3.1 トンを超え 5.1 トン以下の車両の場合	19,200 円	最大積載量が 3.1 トンを超え 5.1 トン以下の車両の場合	20,160 円
4 産業廃棄物の処分を広域組合に依頼するとき	排出量が常時 1 日平均 10 キログラム以上又は一時に 200 キログラム以上のもの 10 キログラムにつき	205 円	排出量が常時 1 日平均 10 kg 以上又は一時に 200 kg 以上のもの 10 kg につき	215 円
	産業廃棄物 (繊維くず) 指定袋 1 枚につき	381 円		
5 し尿を収集、運搬及び処分するとき	従量料金	1,715 円	180 リットル以下の場合	1,800 円
	特殊料金	172 円	180 リットルを超える場合 18 リットルごとに (18 リットル未満は 18 リットルとする。)	180 円
6 小動物 (ペット) の死体を収集及び運搬するとき	1 体につき	172 円	汲取りホース 40 メートルを超え 20 メートルごとに	180 円
		1,000 円	1 体につき	1,050 円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。